

奈良工業高等専門学校教育研究支援室運営委員会規程

平成30年3月27日制定

令和8年1月15日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、教育研究支援室設置規程（以下「支援室設置規程」という。）第5条に基づき、教育研究支援室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教育研究支援室（以下「支援室」という。）の管理・運営に必要な事項について審議する。

(審議事項等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 一般教科及び専門各学科からの業務支援依頼に関する応諾の検討
- 二 教務部門、学生部門、寮務・グローバル教育部門、専攻科・研究推進部門、総務部門（以下「各部門」という。）からの業務支援依頼に関する応諾の検討
- 三 教育研究支援室長が、支援室設置規程第4条各号に掲げる業務を遂行するうえで、委員会での審議を必要と認めた事項
- 四 その他、支援室の管理・運営に必要な事項

2 委員会は、前項に掲げる事項を審議するほか、次の各号に掲げる事項を取り扱うことができる。

- 一 支援室の業務に関する支援室職員と一般教科及び専門各学科並びに各部門（委員会・センター）、各課・係との間の意見交換その他連絡調整に関すること。
- 二 支援室の業務に関する活動報告に関すること。
- 三 支援室の業務の改善に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育研究支援室長
- 二 技術長
- 三 室長補佐（渉外担当）及び室長補佐（総務担当）
- 四 技術専門員、技術専門職員、技術職員のうちから教育研究支援室長が指名する者
- 五 前号までに掲げる者のほか、教育研究支援室長が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育研究支援室長をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。